

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の背景

札幌市では、平成15年（2003年）3月に「札幌市スポーツ振興計画」を策定し、「市民一人ひとりが生涯にわたるスポーツライフを創造するために、スポーツによるコミュニティの醸成を進め、そのためのスポーツ環境を整備する」という目標を定め、「する・みる・支える」という3つの視点から、市民が様々な機会であらゆるスポーツに親しむことができるように、スポーツ施設の整備、イベントや競技大会の開催・誘致等を行ってきました。

この間、我が国におけるスポーツを取り巻く環境の変化や、国におけるスポーツ推進の考え方の変化をはじめ、札幌市におけるまちづくりの方向性とスポーツ行政に求められるものも変化してきました。

国のスポーツ政策では、スポーツ実施による健康の増進や体力向上だけでなく、地域における交流の促進やスポーツ界の好循環といった、スポーツの多面的な役割を改めて明確にして、スポーツの推進を図ることが示されました。

札幌市においても、町内会等の地域コミュニティを中心とした市民自治によるまちづくりの推進や、社会経済情勢の変化に対応し、戦略的な都市経営の方向性を示した「札幌市まちづくり戦略ビジョン」が策定され、今後は、まちづくりを進めていくための手段のひとつとして、スポーツを活用することが求められています。

これらのことを踏まえて、札幌市スポーツ振興計画を改定し、新たに「札幌市スポーツ推進計画」を策定することとしました。

### ■スポーツ振興法からスポーツ基本法へ50年ぶりの全部改正

我が国において、国民の心身の健全な発達と明るく豊かな国民生活の形成に寄与することを目的に「スポーツ振興法」が制定されたのは、昭和36年（1961年）です。

この間、スポーツは広く国民に浸透するとともに、スポーツを行う目的は次第に多様化していき、地域におけるスポーツクラブの成長や、競技技術の向上、スポーツのプロ化の進展、スポーツによる国際貢献や交流の活性化など、スポーツを巡る状況は大きく変化しています。

このような変化を受け、平成23年（2011年）6月に「スポーツ振興法」が全部改正され、「スポーツ基本法」が成立しました。スポーツ基本法の基本理念には、スポーツは世界共通の人類の文化であり、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることが示されました。この他にも基本理念には新しい視点が多く示されています。

- ①青少年のスポーツが体力の向上ばかりでなく、人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、学校、スポーツ団体、家庭及び地域における活動の相互の連携を図りながら推進

しなければならないこと。

- ②スポーツを通じて、地域における全ての世代の人々の交流が促進され、かつ、地域間の交流の基盤が形成されるものとなるよう推進しなければならないこと。
- ③障がい者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう推進しなければならないこと。
- ④スポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進することにより、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するものとなるよう推進しなければならないこと。

また、これらの基本理念の実現のために、スポーツ団体や民間事業者を含めた関係者相互が連携を図りながら協働するよう努めることとしています。

### スポーツ基本法の8つの基本理念

- ①スポーツを享受することの権利
- ②青少年の健全育成とスポーツの推進
- ③地域のスポーツの場と交流の推進
- ④健康保持と安全確保
- ⑤障がい者スポーツの推進
- ⑥競技力の向上
- ⑦国際交流の推進
- ⑧公平・公正性の確保

### ■スポーツ基本法に基づくスポーツ基本計画の策定

さらに、平成24年（2012年）3月には、国においてスポーツ基本法第9条に基づく「スポーツ基本計画」が策定されました。

スポーツ基本計画では、平成24年度（2012年度）から10年間のスポーツ推進の基本方針として、「年齢や性別、障害等を問わず、広く人々が、関心、適性等に応じてスポーツに参画することができる環境を整備すること」を基本的な政策課題とし、次の7つの課題ごとに政策目標を設定しています。

### スポーツ基本計画の7つの政策課題

- ①子どものスポーツ機会の充実
- ②ライフステージに応じたスポーツ活動の推進
- ③住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備
- ④国際競技力の向上に向けた人材の養成やスポーツ環境の整備
- ⑤国際競技大会の招致・開催等を通じた国際貢献・交流の推進
- ⑥スポーツ界の透明性、公平・公正性の向上
- ⑦トップスポーツと地域スポーツの連携による好循環の創出

## ■札幌市のまちづくりの基本施策

札幌市では、平成19年（2007年）に「札幌市自治基本条例」を制定しました。

この条例では、「すべての市民が自らの権利と責務を重く受け止め、多様な人の縁と地域の絆を大切に力を寄せ合い、まちづくりのために自ら主体となって選択し行動することにより、大都市でありながら一人一人の思いや声が調和の中で生かされる、市民自治を実感できるまち札幌」の実現を目指して、「市民が主体のまちづくり」を基本理念とし、「市民参加と情報共有」により「身近な地域におけるまちづくりの推進」を基本原則とした市民自治によるまちづくりを進めることを定めています。

また、少子高齢化や人口減少、経済の長期にわたる低迷、エネルギー政策の見直しなど、札幌を取り巻く社会経済情勢が大きく変化するなか、これまでの「札幌市基本構想」及び「第4次札幌市長期総合計画」に代わる、新たなまちづくりの基本的な指針として、平成25年（2013年）2月に「札幌市まちづくり戦略ビジョン〈ビジョン編〉」を策定し、今後、札幌市が目指すべきまちの姿と、まちづくりの方向性を示しました。

ビジョン編では、目指すべき都市像として、「北海道の未来を創造し、世界が憧れるまち」、「互いに手を携え、心豊かにつながる共生のまち」を描き、その実現のために、7つの分野のもとに24の基本目標を掲げ、市民、企業、行政等が一体となって推進していくことを目指しています。

平成25年（2013年）10月には、ビジョン編に掲げる都市像を実現するために、具体的に取り組んでいく都市経営戦略として、「札幌市まちづくり戦略ビジョン〈戦略編〉」を策定しました。

### 札幌市まちづくり戦略ビジョンの7つの分野と重要な視点

地域	: 地域での支え合いとつながりづくり
経済	: 暮らしと雇用を支える経済の発展
子ども・若者	: 将来を担う子ども・若者の健やかな育み
安全・安心	: 安心して暮らせる「人に優しい」まちづくり
環境	: 次世代へつなげる持続可能なまちづくり
文化	: 文化芸術・スポーツによる創造性の育み
都市空間	: 魅力と活力を持続的に高める集約型のまちづくり

#### 〈文化〉の分野の3つの基本目標

- ・創造的な活動により、活力あふれるまちにします
- ・文化芸術やスポーツの魅力によりにぎわいが生まれるまちにします
- ・市民一人一人が魅力を再認識し発信するまちにします

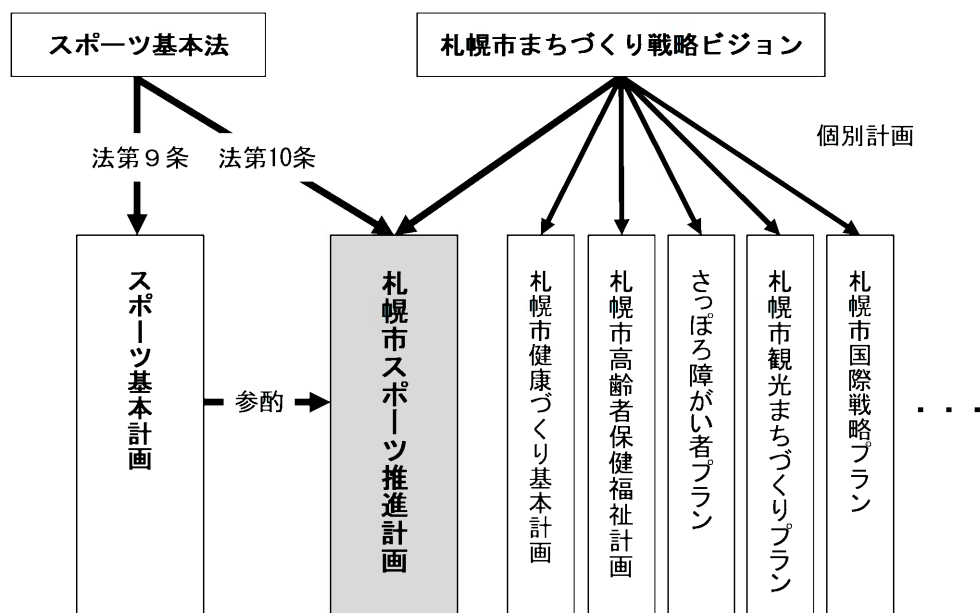
## 2 計画策定の目的

「札幌市スポーツ推進計画」は、札幌市民が、年齢や性別、障がいの有無等を問わず、それぞれの関心、適性等に応じてスポーツに参加する環境を整備し、スポーツの力をもって、青少年の健全育成、生涯を通じた健康の維持、地域コミュニティの再生、そして札幌の活力の創造に寄与することを目的として策定します。

## 3 計画の位置づけ

本計画は、スポーツ基本法第10条に基づく地方スポーツ推進計画として策定するもので、札幌市まちづくり戦略ビジョンの個別計画として位置づけられます。

図表1 札幌市スポーツ推進計画の位置づけ



<資料> 札幌市

## 4 計画期間

計画期間は、平成25年度（2013年度）から平成34年度（2022年度）までの10年間とします。

中間年にあたる平成29年度（2017年度）には、必要に応じて計画の見直しを行います。